

平成29年5月11日
障 害 福 祉 課

富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおける 療養介護病棟の新設整備について

1 経緯・目的

医療技術の進展や、障害の重度化、高齢化等により、今後、重症心身障害者等の支援ニーズがさらに高まると考えられる中、平成28年5月に児童福祉法が改正され、人工呼吸器を装着している障害児その他日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（いわゆる医療的ケア児）の支援に関して、医療、福祉等の連携について一層の推進を図ることとされた。

こうしたことから、県では、平成28年度に医療、福祉等の有識者、当事者からなる検討委員会を設置し、医療的ニーズの高い重症心身障害児等への支援のあり方について審議を進めてきた。

その結果、入所待機者や今後重度化、高齢化していく障害者や難病患者に対応するため、必要な入所定員を確保すること。その際、障害児・者の一貫支援が可能となる富山県リハビリテーション病院・こども支援センター等での対応が望ましいとのご提言を受けた。

このため、県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、新たに重症心身障害者の入所支援である療養介護事業を実施することとし、必要な病棟を整備するもの。

2 事業の概要

(1) 整備内容 県リハビリテーション病院・こども支援センターの増床による病棟整備
(旧高志リハビリテーション病院の一部を改修)

(2) 病床区分 一般病床30床（病院全体202床→232床）
(但し、医療法施行規則第30条の33第1項により既存病床数は増加しない)
[参考：施設入所見込者数]

区 分	入所見込者数
重症心身障害児者入所施設の待機者	約10人
難病患者（ALS等）のうち県内施設への入所希望者	5～10人
障害者支援施設入所者のうち、今後、医療的ケアが必要と見込まれる障害者	15～30人
計	30～50人

(3) 用 途 重症心身障害者や神経難病患者を対象とした療養介護サービスの提供
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の第5条第6項)

(4) 整備費 約2.5億円（設計、改修工事、医療機器等）

(5) 開設時期 平成30年4月以降

(6) その他 県内の同種の施設：国立病院機構富山病院 170床
(福)あゆみの郷 57床

3 今後のスケジュール（予定）

平成29年6月頃～ 基本設計・実施設計
8月頃～ 改修工事の入札・着工
30年3月末 改修工事等の完成
4月以降 医療機器の整備、スタッフの習熟訓練等を経て患者受入

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター療養介護病棟の整備概要 (旧リハビリ病院の改修整備)

1 県リハビリテーション病院・こども支援センターの主な機能等

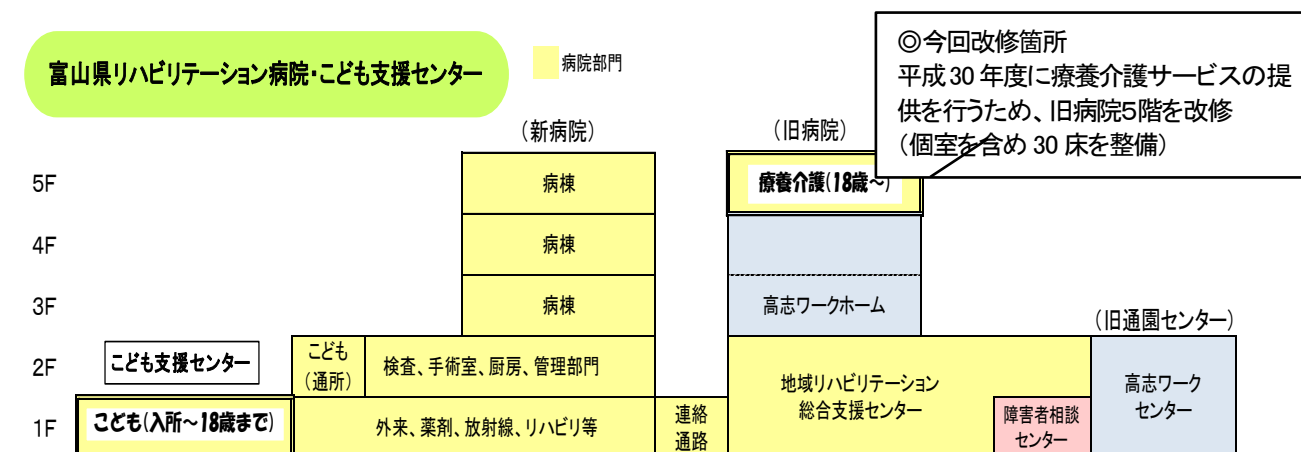
<p>◆リハビリテーション病院 150床</p> <p>高度専門的で集中的・効果的なリハビリ医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回復期 100床、一般 50床 (難病医療協力病院) <p>総合診療体制と専門外来の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設科(6科)、非常設科(6科)、専門外来(9科)設置 	<p>◆こども支援センター 52床</p> <p>脳性まひ等の重症児の受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所定員 50名、短期入所 2床 (+空床利用) <p>肢体不自由、難聴、発達障害等に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所定員 70名 (医療型 40、福祉型 30) (うち生活介護 5、放課後等デイサービス 5)
<p>◆地域リハビリテーション総合支援センター</p> <p>退院後の地域生活の支援や相談機能の一元化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーション、在宅生活の相談 ・医療、介護人材の育成 ・発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センター 	<p style="text-align: center;">平成 30 年度から強化・充実</p> <p>◆療養介護サービス 30床</p> <p>18歳以上の重症心身障害者やALS等の難病患者を受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所 (こどもセンターと併せて今後調整)

- 障害の重度化や高齢化等を背景とした入所ニーズに対応することができる。
- 現在他県等の施設に入所しているALS患者等の受入が可能となる。
- こども支援センターと連携することで、こどもから大人まで年齢による区分を超えて支援する体制 (児者一貫体制) を構築することが可能となる。

2 改修概要

- 重度の障害を有する患者に対応
 - ・医療ガスを整備し、酸素・吸引等の配備の充実
 - ・患者の病状に合わせ、音声・視線等に対応したナースコールの設置
 - ・寝たまま入浴できる機械浴槽・ミスト浴槽に対応した浴室の整備など
- ALS、筋ジストロフィー患者の受入
 - ・人工呼吸器・意思伝達装置など、多数の医療機器の配置に対応可能な個室の整備
- 充実した日中活動を提供
 - ・車いすやストレッチャーでの安全な移動や活動ができる広いデイルーム・食堂を確保
- 医療機器の整備
 - ・心電計・セントラルモニターなど、医療の提供に必要な機器を整備

3 療養介護サービスを含めた全体構成



既存病床数を増加させない例外について

本県では、4医療圏すべてにおいて、一般・療養病床の既存病床数が基準病床数を超過している状況にある。

ただし、下記に該当する場合には、既存病床数が増加しないことから、例外として、増床が認められることとなる。

「既存病床数及び申請病床数の補正」が行われる場合＝既存病床数を増加させない例外

医療法施行規則第30条の33第1項各号に該当する場合は、増床数の一部又は全部が既存病床数に算定されないこととなる。

例えば、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院として増床をする場合で、本来利用者のみがその病床に入院するのであれば、増床が認められる。

医療法	<p>第7条の2</p> <p>4 前3項の場合において、都道府県知事は、当該地域における<u>既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、第30条の4第4項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるところにより、病院又は診療所の機能及び性格を考慮して、必要な補正を行わなければならない。</u></p>
医療法施行規則	<p>(既存病床数及び申請病床数の補正)</p> <p>第30条の33 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第7条の2第3項の規定による命令若しくは法第30条の12第1項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による要請（以下この項及び次項において「命令等」という。）をしようとする場合において、都道府県知事が当該申請又は命令等に係る病床の種別に応じ第30条の30に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国の開設する病院若しくは診療所であつて、…（略）…若しくは<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院</u>…（略）…の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数（次の式により算定した数が、0.05以下であるときは0）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。</p> <p style="padding-left: 40px;">当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数÷当該病床の利用者の数</p> <p>(2)～(5)（略）</p>

【今回の場合】

$$\text{申請病床数}30 \times \frac{\text{本来の目的の利用者以外の者}0}{\text{入所見込み者数が}30\sim 50\text{人}} = 30 \times 0 = 0$$

病床利用者数＝申請病床数30